



工事請負契約書

2022年 月 日

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の
工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者（お客様）

ご住所 鹿児島県霧島市

ご氏名

様印 (以下甲という)

請負者

住所 鹿児島県霧島市国分新町一丁目4-55

会社名 LIXILリフォームショップ ミナミホーム
南建設株式会社

代表者名 代表取締役 南 博人

電話番号 0995-64-0678



(以下乙という)

請負代金

※代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

円 (税込)

工事代金

円 消費税 (10%)

円

工事件名				別紙見積 参照
対象商品				
メークーナ				
数量				
現場住所	鹿児島県霧島市			
工事内容				
工事期間	着工：	2022年	月	日
	完成：	2022年	月	日
引渡日	2022年			月 日
契約形態	1. 基本契約	2. 追加	3. 変更	4. その他 ()
契約金	年	月	日	集金・振込・ローン
着手金	年	月	日	集金・振込・ローン
中間金	年	月	日	集金・振込・ローン
最終金	年	月	日	集金・振込・ローン
合計				

備考

※個人情報保護法に関するることは、別紙に記載しております。

工事請負契約約款

第1条 (乙の中止または解除権)

第1項 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、工事を中止し、又は契約を解除することができる。

(1)甲が請負代金の支払を遅延し、甲が相当の期間を定めて催告しても履行しないとき

(2)乙の責に帰しない事由による工事の延期または中止期間が工期の3分の1以上又はヶ月以上になったとき

(3)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき

(4)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が困難となったとき

(5)甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなつたとき

(6)暴力団、暴力団員、暴力團構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるとき

(7)その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき

第2項 前項の規定は、受注者の発注に対する工事済み部分及び注文済工事材料に関する請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。

第17条 (融資利用)

第1項 甲は、請負代金の一部に充当するため乙の加盟するフランチャイズチェーンの本部(以下「FC本部」とい)が指定する金融機関からの融資(以下「融資」という)を利用する場合、この契約締結後速やかに融資に必要な手続きを行ふものとする。

第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれか一方よりこの契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済の請負代金の全額を無利子で、速やかに甲に返還するものとする。

第18条 (完成引渡し)乙は工事完成後、甲の支拂遲延その他正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行うものとし、乙の定める書式により甲乙間ににおいて「工事完了確認書」及び「工事完了お引渡書」を締結するものとする。

第19条 (契約不適合責任)

第1項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」とい)、数量に関する契約不適合とは確定設計図書の内容に照らし、施工数又は施工面積等が不足する状態にあることをい)は、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、別紙の保証書に従い、乙に対し、相当の期間を定めて本契約の目的物の修補による履行の追完請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を求めることができない。

第2項 前項に基づき甲が修補請求をした場合において、相当の期間内に乙が修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができます。

第3項 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。

(1)修補が不可能であるとき。(2)第1項但書後段により修補を求めることができないとき。(3)乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。(4)乙が修補を行う見込みが無いことが明らかであるとき。

第4項 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行なるものとし、甲が修補を求めることができないときその他修補費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を参考に算定した契約不適合による価値減損分を基準として行なう。

第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りではない。

第6項 甲は、別紙の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかつたときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他当該契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとする。

第20条 (個人情報の取扱いに関する同意)甲は、個人情報の取扱いに関し、以下の内容に同意する。

①乙が、この契約の履行及び工事代金の回収のため、甲の個人情報を利用すること。
②乙が、FC本部に対して、甲のために行なった工事及びアフターメンテナンスに関する情報、甲のこの契約に関する客観的事実に基づく情報ならびに甲の個人情報を提供、登録すること。

③乙及びFC本部が、甲に総合工事業、職別工事業(設備工事業を除く)及び設備工事業、また、乙及びFC本部が行う事業における商品、サービスに関する情報を提供するため甲の個人情報を利用すること。

④この契約に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、信用情報機関に照会、確認し、甲の個人情報を信用情報機関に提供すること。

⑤甲の個人情報が、FC本部が提携する損害保険会社及びその代理店に提供、登録されこれらの者により、この契約に基づく工事の損害保険に関する事項に利用されること。
⑥甲の個人情報が、FC本部から情報処理委託業者に提供され、当該情報処理委託業者においてFC本部の委託に基づき適正に管理、処理されること。

⑦前各号のほか、個人情報の保護に関する法律に従い、乙及びFC本部が、甲の個人情報を取扱うこと。

第21条 (個人情報の開示、訂正、削除)

第1項 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになつた場合、甲は、乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。

第22条 (宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出)甲は、乙に対して、乙及びFC本部による商品、サービスに関する情報の通知を中止するよう申し出ることができる。

第23条 (紛争の解決)この契約について紛争が生じたときは、当事者は乙の本店所在地又は工事物件所在地を管轄する裁判所で紛争解決を図るものとする。

第24条 (補足)この契約書及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。